

平成21年度消費生活センターへの相談

総額 4億8,925万3,093円 件数 1,238件

【表1】相談の多かった商品とサービス（上位5項目）

順位	件数	商品・サービス
1	121	有料サイト利用料の不当請求
2	104	フリーローン・サラ金
3	52	新聞
4	50	不動産賃借
5	48	ハガキや封書による架空請求など

【表2】平成21年度相談総額と救済総額

相談金額	489,253,093円 (うちフリーローン・サラ金149,291,569円)
救済金額	40,738,266円 (フリーローン・サラ金を除く)

【表3】年代別相談内容（上位3項目） *年代不明の相談者は除く

年代	件数	1位	2位	3位
20歳未満	32	有料サイト利用料の不当請求など(20)	コンサートチケット、資格講座、テレビ放送、玩具、航空券、自動車など(各1)	
20歳代	132	有料サイト利用料の不当請求など(29)	不動産賃借(20)	フリーローン・サラ金(15)
30歳代	183	フリーローン・サラ金(28)	有料サイト利用料の不当請求など(18)	不動産賃借(12)
40歳代	161	有料サイト利用料の不当請求など(21)	フリーローン・サラ金(20)	不動産賃借(7)
50歳代	176	フリーローン・サラ金(15)	有料サイト利用料の不当請求など(13)	新聞(7)
60歳代	218	有料サイト利用料の不当請求など(17)	フリーローン・サラ金(13)	新聞(9)
70歳以上	310	新聞(24)	海外宝くじ(16)	ハガキや封書による架空請求(15)

宗像市消費生活センター
転ばぬ先の杖
☎(33)5454

平成21年度に消費生活センターに寄せられた相談の概要がまとめられました。昨年12月1日には、改正特定商取引法が施行され、事業者による違法・悪質な勧誘行為の防止が図られました。新しい手の悪質な手法によるトラブルの相談が多く、解決までに数カ月を要したケースもありました。

件数トップは昨年度と同じ

「パソコンや携帯電話の

有料サイトからの不当請求」



依然として多い
有料サイトからの
不当請求

パソコンや携帯電話の無料サイトで年齢確認などをクリックすると、突然登録画面に変わり料金を請求されるというワン

クリック詐欺の相談が、年代を問わず多く寄せられました。

中でも、パソコンの電源を切つて再び立ち上げても、料金請求画面になつて画面が消えないなど、ウイルスをダウンロードさせる悪質な手口

対処方法
有料だと知つて契約したのであれば、支払う義務はありません。相手

もありません。 クリック詐欺の相談が、年代を問わず多く寄せられました。

に電話をかけたリメールを送つたりすると反対に個人情報漏れるため、何もせず無視をすることが対処方法です。

多重債務者には、借金の整理方法を助言後、弁護士や裁判所などの専門機関につなぎました。また、生活資金に困っている相談者には、社会福祉協議会を紹介し、生活支援資金の申請をして低金利の融資を受けることができたケースもありました。

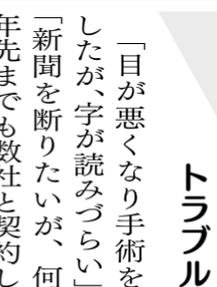


また、現在は多重債務ではないが、家庭の事情や体調が悪いなどの理由で働けないため、生活費に困っているという深刻な相談もありました。

深刻な多重債務問題、生活資金の目途が立たないという深刻な相談も... 多重債務(フリーローン・サラ金)問題は、依然として深刻な状況にあります。相談者も20歳以上から60歳代まで、幅広い年齢層からの相談が寄せられました。

また、パソコンから請求画面が消えないトラブルの場合は、専門の窓口である独立行政法人情報処理推進機構のホームページを紹介しています。

急増する
新聞契約の
トラブル
「目が悪くなり手術をしたが、字が読みづらい」「新聞を断りたいが、何年先までも数社と契約している」などの相談が目立ちました。



新聞の購読契約は、その期間新聞を購読する契約のため、一方的な解約はできません。何年も先の契約をすると、家庭環境などの変化で契約を守ることが難しくなることもあります。よく考えて契約しましょう。

対処方法
新聞の購読契約は、その期間新聞を購読する契約のため、一方的な解約はできません。何年も先の契約をすると、家庭環境などの変化で契約を守ることが難しくなることもあります。よく考えて契約しましょう。

こんなトラブルも...

【例1】高齢者を狙った利殖商法 ~未公開株とマルチ商法

「必ず上場すると誘われて数年前に未公開株を買ったが、いつまでたっても上場されない。最近見知らぬ業者から『手数料を払えば、あなたの株券を同等の株券と交換する』と電話がかかってきた」という相談が多数寄せられましたが、未公開株の二次被害になる危険性があると助言しました。また、「健康食品のマルチ商法を勧められ、半年後には高額なボーナスがもらえるという話だったが、業者が倒産してしまった」など、老後の大切な資産を失う深刻な内容の相談がありました。「うまい話」には、乗らないよう注意してください。

【例2】仕事を探している若い年代を狙った新手のネット詐欺「ドロップ SHIPPING」

「ドロップ SHIPPING」とは、インターネット上に自分の店を持つようなものです。数カ月後には確実に売上げが上がると仲介業者に勧められ、高額なサポート料を払って店を開設したが、注文がほとんどなく、説明されたような収入が得られないという相談がありました。消費生活センターから特定商取引法を使って業者と交渉し、返金してもらおうことができたが、弁護士に助言をもらいながら何度も交渉を重ね、解決までに数カ月もかかりました。





センターの名称が変更 新キャラクターも誕生

4月1日からセンターの名称を、「宗像市消費生活センター」から「宗像市消費生活センター」に変更しました。

●受付時間
月～金曜日 8:30～17:00
*祝日、年末年始を除く
〒811-4183 土穴3丁目1番45号
☎(33)5454
ファックス=(33)5469
ホームページ=http://munakata-shousen.net/index.htm

